

令和7年度 一般会計歳出 7款 2項 1目 12節 (17) 1 電算処理委託料

受付番号	種目番号	連絡先	担当 健康福祉局障害施策推進課 ふりがな さとう 担当者名 佐藤 電話 045(671)3601
------	------	-----	--

設 計 書

1 委託件名 令和7年度 自立支援給付費等請求審査業務に係る労働者派遣

2 履行場所 健康福祉局障害施策推進課

3 履行期間又は期限 期間 契約を締結した日から令和8年3月31日まで
 契約締結後14日以内

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 「仕様書」記載のとおり

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 業務概要 自立支援給付費等請求審査事務補助業務
(1) 神奈川県国民健康保険団体連合会が発行するチェックリストの整理及び各区への伝達
(2) 請求審査ソフトウェアを用いた請求データの加工及び業務所管課への伝達
(3) 事業者への通知の作成及び発送作業
(4) その他請求審査等に付帯する事務作業
(データ入力、データ加工、コピー、ファイリング等)

8 部 分 払

す る (12回以内)

し ない

件 名 令和7年度 自立支援給付費等請求審査業務に係る労働者派遣						
業務内容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)	備 考
通常派遣費	4月	(56.0)	時間			
	5月	(56.0)				
	6月	(56.0)				
	7月	(56.0)				
	8月	(56.0)				
	9月	(56.0)				
	10月	(56.0)				
	11月	(56.0)				
	12月	(56.0)				
	1月	(56.0)				
	2月	(56.0)				
	3月	(56.0)				
小 計						
消費税相当額						小計の10%
合 計						

委 託 代 金 額

(概算金額)

内訳 業 務 価 格

(概算金額)

消費税及び地方

消費税相当額

(概算金額)

内 訳 書

件 名		令和7年度 自立支援給付費等請求審査業務に係る労働者派遣					
内 訳		数 量 (概算数量)	単 位	単 価	期 間	金 額 (概算金額)	備 考
1	通常派遣費	(56.0)	時間		12 月		
	小 計						
	消 費 税 相 当 額						小計の10%
	合 計						

※毎月の支払で最終月に端数がでた場合は、最終月にまとめて繰り入れいたします。

仕様書

1 総則

横浜市（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

2 派遣労働者の就業場所及び名称

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 15F

横浜市健康福祉局障害施策推進課 電話 045-671-3601

3 業務内容

自立支援給付費等請求審査事務補助業務

- (1) 神奈川県国民健康保険団体連合会が発行するチェックリストの整理及び各区への伝達
- (2) 請求審査ソフトウェアを用いた請求データの加工及び業務所管課への伝達
- (3) 事業者への通知の作成及び発送作業
- (4) その他請求審査等に付帯する事務作業（データ入力、データ加工、コピー、ファイリング等）

4 業務従事者の要件

業務従事者は次の要件を満たす者であること

- ・Microsoft Wordの基本的な操作、差込印刷等の処理が行えること
- ・Microsoft Excelの基本的な操作、データの統合やリストの作成が行えること

5 派遣期間

以下の各期間中、委託者が指定する5日間（毎月）とする。

- (1) 令和7年4月14日（月）から令和7年4月30日（水）まで
- (2) 令和7年5月14日（水）から令和7年5月30日（金）まで
- (3) 令和7年6月16日（月）から令和7年6月30日（月）まで
- (4) 令和7年7月16日（水）から令和7年7月31日（木）まで
- (5) 令和7年8月14日（木）から令和7年8月29日（金）まで
- (6) 令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）まで
- (7) 令和7年10月15日（水）から令和7年10月31日（金）まで
- (8) 令和7年11月17日（月）から令和7年11月28日（金）まで
- (9) 令和7年12月15日（月）から令和7年12月26日（金）まで
- (10) 令和8年1月14日（水）から令和8年1月30日（金）まで
- (11) 令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）まで
- (12) 令和8年3月16日（月）から令和8年3月31日（火）まで

6 派遣人員

2名

- ※ 原則として業務に従事する派遣労働者は、5(1)～(12)で定めた派遣期間を通じて同一の者とする
こと。
- ※ 5(1)～(12)で定めた各期間において、5日間のうち2日目と5日目は派遣人数を1名とする。
- ※ ただし、派遣労働者の体調不良等特段の事情が発生した場合には、委託者との間で協議の上、代替
要員の確保等の調整を行うことができる。

7 就業日

5(1)～(12)で定めた派遣期間のうち、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法(昭和23年法律第
178号)」に規定する休日を除く日とし、日曜日を法定休日とする。

8 就業時間

午前9時00分から午後5時00分まで

9 休憩時間

正午から午後1時まで

10 一日あたりの労働時間数等

拘束時間8時間

休憩時間1時間

実働時間7時間

11 時間外労働

なし

12 派遣代金の支払

(1) 契約方法

概算契約とする。

(2) 契約単位に満たない場合の実労働時間

契約単位に満たない場合の実労働時間については、15分単位で積算することとし、15分未満の
端数は切り捨てるものとする。

(3) 支払方法

ア 請求書による毎月払い(適法な請求書を受理した日から起算して30日以内)

イ 月末締めとし、月ごとに派遣時間の実績に応じた精算払いとする。

ウ 合計金額及び消費税は、一円未満切捨てとする。

13 交通費

就業場所への通勤に要する交通費はすべて受託者が負担すること。

14 安全及び衛生

委託者は、労働安全衛生法の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努めるものとする。

15 勤怠管理

(1) 受託者は、就業時間前にその日の欠勤・遅刻者を甲に報告するものとする。

(2) 受託者は、月ごとに勤務実績の把握を行い、委託者に報告するものとする。また、委託者は月の途中で勤務実績を把握する必要がある場合、受託者に報告を求めることができる。

16 データの適正な管理

(1) 受託者及び派遣労働者は、データ等その他の業務の履行に必要な書類の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏えい、滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(2) 受託者及び派遣労働者は、業務の履行のために委託者から提供された支給品、貸与品、データ等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持出しを行ってはならない。

17 個人情報及び機密の取扱い

(1) 受託者及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏えいしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、受託者は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。また、このことについて派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

(2) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報の漏えい等の行為には、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

18 派遣先責任者・派遣元責任者

(1) 委託者及び受託者は、契約締結時に責任者を各々1名選任するものとする。

(2) 委託者及び受託者は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申し出を受けた苦情処理、委託者受託者間の連絡調整その他労働者派遣法第36条及び第41条の規定する事項を行わせる。

19 指揮命令者

(1) 委託者は、派遣労働者を直接指揮命令して自己の業務のために使用し、本仕様書に定める就業条件を守って対象業務に従事させるものとし、契約締結時に健康福祉局障害施策推進課職員の中から指揮命令者を選任するものとする。

- (2) 指揮命令者は、対象業務の処理について本仕様書に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、対象外の業務に従事せしめないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に対象業務を処理できるよう、対象業務の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導する。
- (3) 指揮命令者は、前項に定めた以外においても、職場維持、規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。
- (4) 委託者は、指揮命令者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負う。

20 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

委託者及び受託者は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を各々1名選任するものとする。

(2) 苦情処理方法、連携体制等

ア 委託者及び受託者における(1)で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者・派遣元責任者へ連絡することとし、当該責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。

イ 委託者及び受託者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

ウ 派遣労働者からの苦情について、本人あてに回答又は通知するときは、必ず苦情の申し出を受けた者が責任をもって行うものとし、委託者及び受託者は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取り扱いをしてはならない。

21 派遣労働者の変更等

- (1) 派遣労働者が、委託者の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適合と委託者が判断した場合は、委託者受託者協議の上、受託者は、当該派遣労働者に対し、是正を求めなければならない。
- (2) 委託者は、当該派遣労働者が前項の規定にも関わらず是正しないとき又は是正される見込みがないと認めるときは、受託者に対し、書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。
- (3) 受託者は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

22 損害賠償

- (1) 受託者は、対象業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は過失により、委託者又は第三者に対して損害を与えた場合は、ただちに委託者に報告するとともに、委託者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。
- (2) (1)に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し、委託者にも過失が認められる場合においては、委託者受託者共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費負担は、委託者受託者協議してこれを定めるものとする。

23 業務上災害等

- (1) 受託者は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第8章で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和44年法律第84号）で定める事業主の責任を負う。
- (2) 委託者は、受託者の行う(1)の手続きについて、必要な協力をしなければならない。
- (3) (1)及び(2)に定める他法令に特段の定めがある場合には、これに従うものとする。

24 その他特記事項

(1) 権利義務の譲渡

受託者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(2) 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣禁止

受託者は、自己の雇用する派遣労働者以外を委託者に派遣してはならない。

(3) 労働・社会保険の適用の促進

受託者は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、加入手続きを適切に行い、被保険者となったことの確認に関する書類等を委託者に通知すること。

(4) 見積金額内訳書の提出

受託者は、契約締結時に見積金額について、内訳書を作成し委託者に提出すること。

(5) その他

この仕様書に定めない事項については、労働者派遣法及び横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者及び受託者は信義誠実の原則に従い協議して定める。